

太宰府市景観計画の概要

太宰府らしい景観への 手引き



【太宰府の景観特性】

- 山を仰ぎ川を臨む地勢の自然景観
- 1300年の積み重ねを有する歴史景観
- 盆地に形成された市街地景観
- 丘陵地の住宅景観
- 福岡都市圏を結ぶ交通軸と沿道・沿線景観



天拝山（筑紫野市）山頂より太宰府市域を望む 左に緑の帯の水城跡、中央に四王寺山、右に宝満山を観る

太宰府市景観計画の概要

太宰府市では、市民・事業者及び行政の協働により、豊かな自然と数多くの文化遺産を生かしながら、古都の風情と都市の生活が調和した美しい景観を守り・創り・生かし・育てていく景観まちづくりを進めています。

そこで平成 22 年度に、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」（以下「条例」）に基づき景観計画を策定し、良好な景観形成のためのルールを定めました。また、運用開始後、平成 29 年、平成 31 年及び令和 3 年に運用実態に合わせて、計画の見直しを行っています。

市内で建築行為等を行う場合は、この景観計画の内容に沿った建築物等の計画・設計をお願いします。また、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、事前協議と行為の届出が必要です。

■景観まちづくりの将来像

百年後も「古都太宰府の風景」が映えるまち

「古都太宰府の風景」とは

- 古代、中世・近世、近代・現代と、各時代の文化遺産を生かし、過去と未来のつながりを大切にして多様な文化遺産とともに今を暮らす市民の姿
- 山並みの緑や紅葉が美しく、樹木や草花が市街地や住宅地を結び、花や実が香り、川のせせらぎが聞こえる豊かな自然の中に人々の暮らしが見え隠れする様子
- 四季折々の伝統行事や日々の生活習慣などを通じて、市民が近隣の人々や来訪者と親交を深めている様子
- 宝満山や四王寺山を背景に、美しく統一感のあるまちなみが続く様子



■景観形成の基本方針

1. 景観資源を認識し、保全・活用する

景観形成に取り組む際は「太宰府の成り立ちと現況（景観計画の参考資料）」と「文化遺産情報ファイル（市公式ホームページ）」を確認し、行為地周辺の景観資源を把握したうえで現地を踏査します。そして、踏査結果に基づき景観資源を保全・活用することを前提とした計画を立案します。また、景観資源の改変や移設については、協議を行って進めます。

2. 太宰府固有の緑を修復・保全・創出する

ウメやクスノキをはじめとした本市の個性を形づくる在来の樹木や草花を積極的に増やし、緑豊かな歴史のまちを修復・保全・創出します。植栽の際は、在来種や万葉植物、本市を特徴づけている樹木を選定した「おすすめ樹種」を参考に、各場所の特性に適した緑化を進めます。

3. 周辺環境との調和を図る

自らが行う建築行為や開発行為等が周囲からどのように見えるのか点検し、背景となる緑への映り方に配慮します。また、建築行為では隣接する建築物と規模や高さ、壁面の位置などが極端に違わないような配慮や、大規模な壁面は圧迫感の軽減を検討します。そして、作業場や屋外駐車場などは周囲から無造作に見えないよう工夫します。

古都太宰府にふさわしい景観をめざすために＜住宅を建築する場合＞

景観計画の内容と周辺の景観資源を事前によく調べてください。

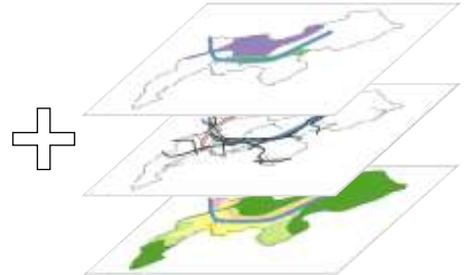


○太宰府市景観計画とともに、「太宰府の成り立ちと現況」、「文化遺産情報ファイル」をご確認ください。

この辺りにはどんな資源があるのかな？

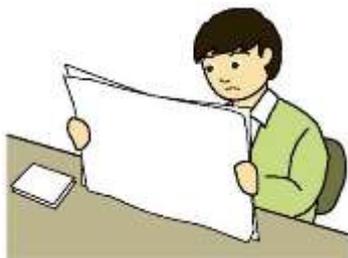


周辺の景観資源を確認して、計画を立案



景観形成の方針と基準（階層1～階層3）を把握して、設計

景観計画の内容に適合した建築計画をお願いします。



○必要に応じて専門家の意見を聞くこともできます。お気軽にお問い合わせください。

でも、この計画で大丈夫かな？



不明な点は相談可



必要があれば、市の担当窓口に行きの届出

古都太宰府にふさわしい景観をめざしましょう！

○景観資源やルールづくりは市民の皆さんが提案することも可能です。

工事に着手・完成



緑が多くて素敵な住宅ができたね！

ここに住んでいて自慢したくなったよ！

良好な景観形成のために

(1) 市全域で「古都太宰府の風景」を形成する

「古都太宰府の風景」は、「大宰府」が発祥した古代から現在にいたるまで、自然と人の営みが時代の積み重ねを経て固有のものとして発展してきた姿であり、「古都太宰府の風景」は、市域全体に広がっています。このため、市全域で「古都太宰府の風景」を形成することにしました。

(2) 「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉える

本市では、全市を対象とする景観形成に加え重要な地区においてきめ細かな景観形成が図れるよう、「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉え重層的に景観誘導を推進します。

ア 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）

景観まちづくりの目標を踏まえ、「古都太宰府の風景」を現在及び未来の太宰府に照らし「自然」、「歴史」、「暮らし」の視点で全市を5つに区分し、区域ごとの特性に沿って景観形成の方針及び景観形成基準を定めています。

- ・ 山並み共生区域・・・宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域
- ・ 遺跡共生区域・・・大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した区域
- ・ 丘陵住宅区域・・・丘陵地の緑に囲まれた住宅区域
- ・ 賑わい区域・・・賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域
- ・ 平坦市街地区域・・・条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地の区域

イ 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）

市全域で一体感のある景観を形成するために道路、鉄道、河川、眺望など、区域を越えて体験する景観について要素ごとに景観形成の方針を定めています。

ウ 景観上重要な地区ごとの景観（階層3）

本市における景観上重要な地区は、原則として市民遺産の内容に基づき、良好な景観形成を図る地区として位置づけたものを対象としており、現在は2つの地区を指定しています。

- ・ 人と遺跡の共存史地区・・・四王寺山とその麓に位置する集落及び水城跡と隣接する低層住宅からなる地区で、遺跡や山並み、農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と歴史が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観形成を目指しています。
- ・ 天満宮と宰府宿地区・・・太宰府天満宮門前の歴史的建造物が映える街並み、さいふまいりや伝統行事の風情を継承することによって、太宰府らしい景観形成を目指している地区であり、参道や政庁通り、どんかん道などを中心に、地区の特性に応じた5つのゾーンに区分しています。

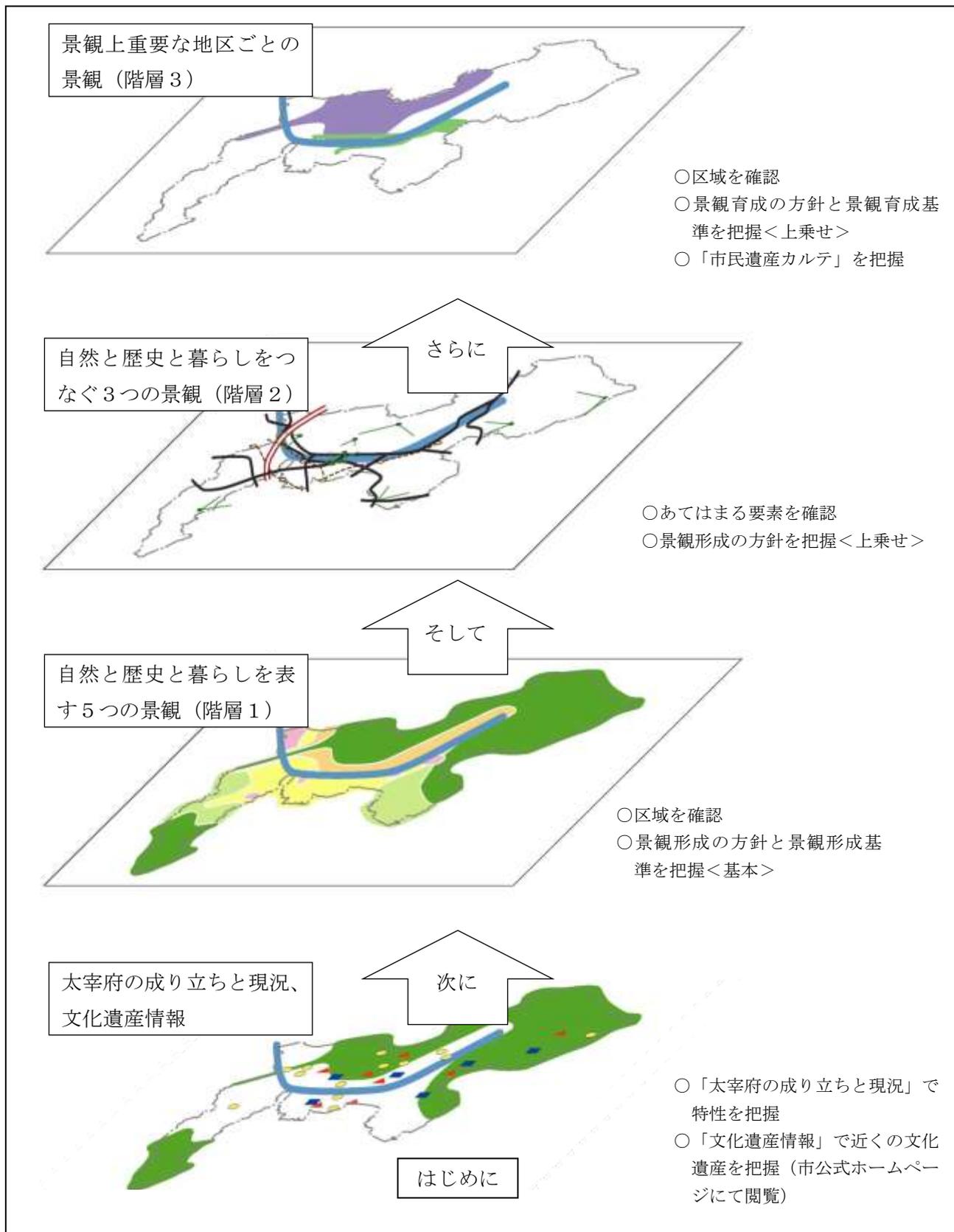
(3) 文化遺産を景観資源として保全・活用する

文化遺産は、市民が積極的に係わりを持った重要な景観資源です。

そのために、建築行為等の行為地の周辺の文化遺産を「太宰府の成り立ちと現況」や「文化遺産情報」で景観資源として認識して、保全・活用する計画を立案することとしています。

建築行為や開発行為等を行う場合には、次の点に留意した計画を立案してください。

- 「太宰府の成り立ちと現況」や「文化遺産情報」を把握し、太宰府市民遺産や文化遺産を守り育てる視点をもった計画とします。
- 階層1～3までの該当するすべての景観形成（育成）の方針、景観形成（育成）基準に準拠する重層的に考えられた計画とします。

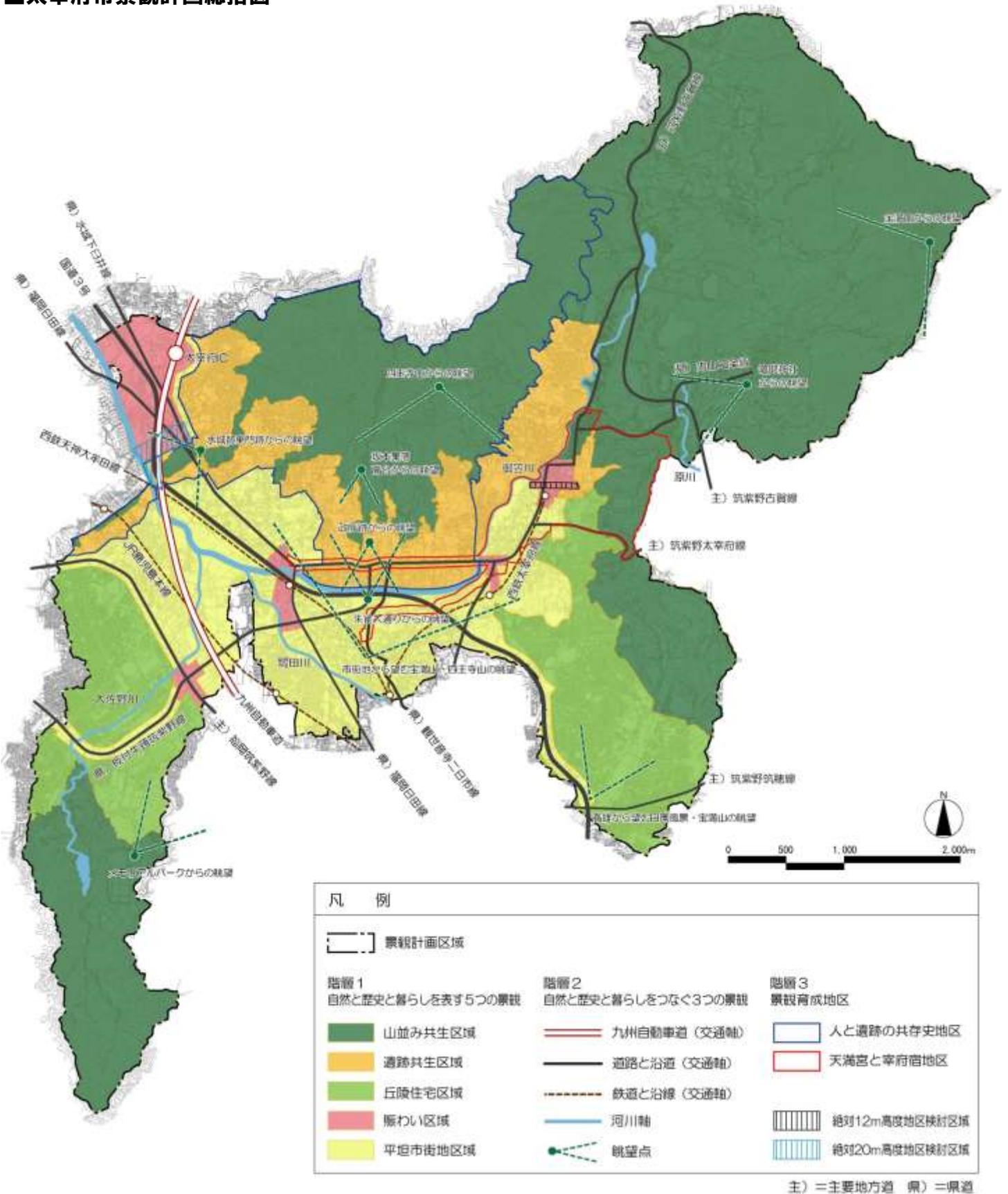


景観計画の総括図

市全域を景観計画区域に指定し、地域や地区の特性に沿って景観形成を進めていきます。

自然と歴史と暮らしを表す5つの景観においては**景観形成基準**を、景観育成地区においては**景観育成基準**を定め、基準に基づいた景観誘導を行っていきます。

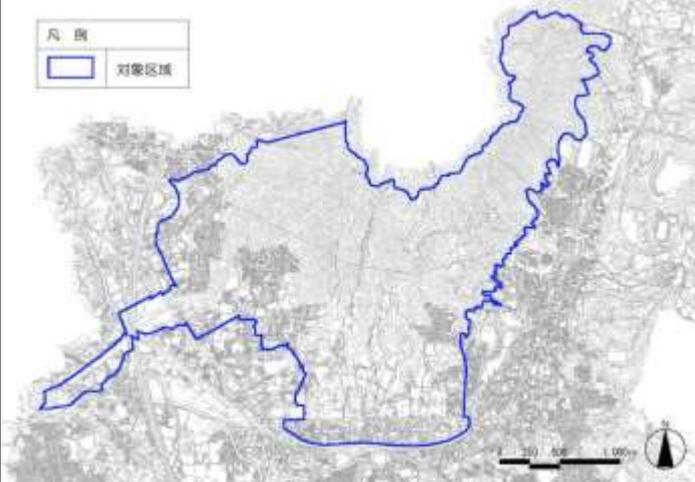
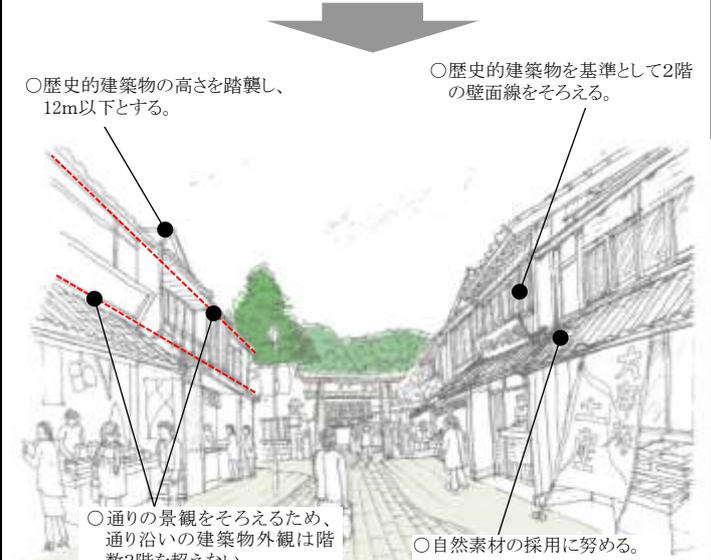
■太宰府市景観計画総括図



景観育成地区

■景観育成地区

景観上重要な地区で、積極的に良好な景観の形成を図る地区として景観育成地区を指定し、地区ごとの景観形成の方針と景観育成基準を定めます。本計画においては、次の2地区を位置づけますが、適宜地区の拡充を図ります。

人と遺跡の共存史地区	天満宮と宰府宿地区
	
<p>【景観育成基準】</p> <p>史跡地とその周辺の良好な景観が守られるように、建築物等の形態意匠や外構・緑化、開発行為などに関する基準を定めます。</p> <p>【主な景観育成基準と参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の屋根は、勾配及び軒の出があるものとする。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。 ○屋根の色彩は周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○敷地の接道部分は、木柵や生垣、茶系のフェンス等の採用に努める。 	<p>【景観育成基準】</p> <p>地区を5つのゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の形態意匠や外構・緑化、特定照明などに関する基準を定めます。</p> <p>【参道ゾーンの主な景観育成基準と参考例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の素材は、自然素材を用いた伝統の和瓦、漆喰壁や土壁、石材等の採用に努める。 ○建築物等の高さは、歴史的建築物の高さを踏襲し、12m以下とし、通りの景観をそるえるため、通り沿いの建築物外観は階数3階を超えないものとする。 ○建築物等の壁面の位置は、旧状の位置を維持している歴史的建築物を基準として2階の壁面線をそるえる。
<p style="text-align: center;">↓</p>  <p>○屋根の形態は山並みの流れと合わせ、緩やかで同じリズムとなるようにする。</p> 	<p style="text-align: center;">↓</p>  <p>○歴史的建築物の高さを踏襲し、12m以下とする。</p> <p>○歴史的建築物を基準として2階の壁面線をそるえる。</p> <p>○通りの景観をそるえるため、通り沿いの建築物外観は階数3階を超えない。</p> <p>○自然素材の採用に努める。</p> <p>■太宰府天満宮参道景観保全地区 下屋庇等がある参道景観を保全するための地区です。詳細な範囲は窓口でお尋ねください。</p>

階層1の「景観形成の方針」と「景観形成基準」一覧

■景観形成の方針

	山並み共生区域 (宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域)	遺跡共生区域 (大宰跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した区域)	丘陵住宅区域 (丘陵地の緑に囲まれた住宅区域)	賑わい区域 (賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域)	平坦市街地区域 (条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地の区域)
景観資源を認識し、 保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・宝満石による石積み、北谷や内山の棚田など、地域固有の素材の活用と技術の継承 ・北谷の水路・棚池など、集落固有の生活習慣の継承 ・竈門神社の宝満山峰入りなど、伝統行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・戒壇院の土塀の赤土や坂本の棚田など、地域固有の素材の活用と技術の継承 ・坂本八幡宮のお祭りや朝日地蔵の清掃など、集落や住宅地固有の生活習慣の継承 ・古都の光など、地域行事の際の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・生垣や庭の樹木など、計画的に形成された住宅地としての景観に配慮した素材の使用 ・住宅地の道路や河川の清掃、住宅団地の建築協定など、地域コミュニティ活動への配慮や環境維持のためのルールの継承 ・夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承	・建築行為等の前後における観光客や買物客が行き交う通りや人々が休息する公園などからの周囲の山の緑の見え方 ・昔ながらの商店やまちなみの連続性、門前のまとまりなどに配慮した素材の使用 ・通りや公園の清掃、恵比寿様の維持など、地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・天満宮の年中行事、商店街や商工会の主催によるイベントなど、買物客や観光客が楽しみながら歩き回れる通りの雰囲気	・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山、御笠川の川辺などの周辺から見た場合における当該建築物等の見え方 ・条坊、通古賀や吉松等の集落、どんかん道、旧日田街道など、歴史的な遺構などに配慮した施設の配置や素材の使用 ・道路、河川、社寺境内の清掃や道標、庚申塔の管理など地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○既存の樹木・樹林はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。特に工場や資材置き場などでは、道路から用地内の作業状況が直接見えないよう、緑化に努める。 ○土取り場などの採掘が終わった箇所は、順次緑地を再生するように努める。	○既存の樹木・樹林はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。特に接道部分の緑化に努める。	○地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。	○行為地の外周を緑化する。特に、駐車場や空地などは、まちの賑わいやまちなみの連続性に寄与するよう、接道部分の緑化に努める。	○地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。 ○行為地内を緑化する。特に隣接地と樹種や生垣の位置などをそろえて、連続性のあるまちなみ形成に努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・建築物は、大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより地形になじむ形態とする。 ・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。	・配置などの工夫により背景となる山並みへの見通しを確保する。 ・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。	・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。	・建築物の壁面の位置をそろえて、連続性のあるまちなみをつくる。 ・大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより背景となる山並みから浮き立たない陰影を生じる外観とする。 ・周囲を圧迫しないような配置、外壁の意匠及び色彩とする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。	・隣接する建築物と素材や色彩をそろえて、連続性のあるまちなみをつくる。 ・大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより背景となる山並みから浮き立たない陰影を生じる外観とする。 ・戸建て住宅を圧迫しないような配置、高さ、外壁の意匠及び色彩とする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。
	○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないよう配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。				

■景観形成基準

	山並み共生区域	遺跡共生区域	丘陵住宅区域	賑わい区域	平坦市街地区域
・建築物の建築等 ・工作物の建設等 ・建築物又は工作物の外観の変更等	○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然な表情の得られる色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色①の採用を検討する。	○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色①の採用を検討する。	○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色②の採用を検討する。		
	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。			○敷地を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。	○敷地を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。
開発行為	○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。			○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かした計画とし、長大なり面や擁壁は避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、10m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。 ○伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。			○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、10m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。	
屋外における物件の堆積	○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。				
路外駐車場の新設等	○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。				

階層2「景観形成の方針」・階層3「景観育成の方針」

■景観形成の方針（階層2）

	交通軸 (幹線道路・鉄道及び沿道・沿線)	河川軸 (河川及び河岸)	眺望点
景観資源を認識し、保全・活用する	○次の道路や鉄道に面する行為地は、当該道路や鉄道の歴史や特徴を把握し、まちなみの連続性や車窓からの見え方に配慮した計画とする。 ・国道3号、(主)福岡筑紫野線、(主)筑紫野古賀線、(主)筑紫野太宰府線、(主)筑紫野筑穂線、(県)板付牛頭筑紫野線、(県)水城下白井線、(県)福岡日田線、(県)観世音寺二日市線、(県)内山三条線、九州自動車道 ・JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、西鉄太宰府線	○次の河川に面している行為地は、河川の歴史や特徴を把握し、まちなみの連続性や車窓からの見え方に配慮した計画とする。 ・御笠川 ・大佐野川 ・鶯田川 ・原川	○眺望点から望むことのできる建築行為等は、屋根、壁面、のり面、擁壁、屋外広告物の見え方を把握し、眺望景観に配慮した計画とする。 ○次の眺望点は、古都太宰府の風景を眺める代表的な視点場として整備・修景を行う。 ・四王寺山、宝満山、竜門神社、メモリアルパーク ・坂本集落の高台 ・水城東門跡 ・政庁跡、朱雀大通り
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○行為地の道路に面する部分を緑化し、連続した緑の生け垣をつくる。 ○街路樹と連携し、低・中・高木による立体的な緑化に努める。 ○空気浄化作用に配慮した、緑陰のある連続した街路樹整備を推進する。【道路管理者】	○行為地の河川に面する部分を緑化し、河川と一体になった親水空間をつくる。 ○河岸緑地や並木道を保全・創出する。【各公共施設管理者】	○斜面緑地を保全する。 ○社寺林、屋敷林及びそれらと一体となった樹林地を保全し、景観上重要な樹林地の木竹を適切に管理する。
周辺環境との調和を図る	○道路から見た際に、建築物や工作物の高さや形態意匠に秩序が感じられるスカイラインとする。 ○目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。 ○川に面する建築物外壁の形態意匠、素材、色彩は河岸の風景になじむものとし、設備類は周囲の遮へいなどにより修景を行う。	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。 ○目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。 ○山並みの輪郭を隠さないようにする。 ○視点場から俯瞰した際、周囲から突出しないような高さや色彩とする。

■景観育成の方針（階層3）

※ゾーン区分に応じて別途ゾーン別の景観育成の方針を定めています。

	人と遺跡の共存史地区	天満宮と宰府宿地区（地区共通方針）
景観資源を認識し、保全・活用する	○「人と遺跡の共存史」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民遺産カルテを確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った計画とする。また、必要に応じて、市民遺産登録者などに聞き取りを行う。 	○「天満宮と宰府宿」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民遺産カルテを確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った計画とする。また、必要に応じて、市民遺産登録者などに聞き取りを行う。 ○各ゾーンを特徴づけている祭りなどの文化遺産に配慮する。 
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○社寺林やかつての里山と一体になった樹木や緑地を保全する。 ○行為地内を緑化する。特に駐車場の外周部分の緑化に努める。	○各ゾーンを特徴づけている緑と連携しながら行為地内の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○本地区内の行為は、四王寺山、水城跡、大宰府跡、観世音寺、戒壇院などの景観資源に隣接し、視覚的に一体のものとなる。このため、これらの景観資源を主役と見立て、周辺における行為が単独で目立ち過ぎないように、次の点に留意した計画とする。 ・建築物等は、戒壇院、観世音寺宝蔵、坂本八幡神社、衣掛天満宮その他の社寺や既存の住宅と協調し、その家並みが一体となって視覚のリズムを形成する形態意匠とする。 ・建築物の屋根は、背景となる四王寺山や月山、蔵司などの丘陵の輪郭に合わせた形態意匠とする。 ・照明は、月山上空の月、大宰府跡の水路のホテル、四王寺山上空の星空、朝日地蔵の祭りの灯など、歴史的な雰囲気損なわないよう配慮する。 【史跡地については別途文化財部局と十分協議を行う必要がある】	○各ゾーンを特徴づけている歴史的建造物などの文化遺産と連携・協調した建築物等の形態意匠とする。 ○歴史的建造物の集積の度合いを検討のうえ、必要な場合は高さや壁面線の制限をおこなう。 ○照明は、各ゾーンを特徴づける伝統行事に配慮し、歴史的な雰囲気を損なわないように計画する。 ○各ゾーンごとに、次の点に留意した（仮称）広告物モデル地区を設定する。 ・優れた伝統を尊重した屋外広告物の素材・形態 ・まちなみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置・形態・色彩

階層3「景観育成基準」

■景観育成基準（階層3）

景観育成基準には、建築物の形態等に係る項目もあります。建築物の建築等を行う際は、建築確認申請等を行う前に一度市の景観担当へのご確認をお願いします。

	人と遺跡の 共存史地区	天満宮と宰府宿地区				
		政庁通り ゾーン	参道ゾーン	小鳥居小路 - 溝尻 ・新町ゾーン	旧道ゾーン	天満宮・ 門前ゾーン
・建築物の 建築等 ・工作物の 建設等	形態意匠	○史跡地及びその周辺の良好な景観の保全に配慮した形態意匠とする。	○門前の魅力あるまちなみに配慮した形態意匠とする。通り沿いの建築物等は軒高、軒の出の連続性に配慮する。 ○歴史的建築物は、伝統様式を継承するために、可能な限り本来の姿への修復に努める。 ○保全地区内においては、景観重要建造物指定を考慮しつつ、下屋庇等の景観を維持向上するように努める。			
・建築物又は 工作物の 外観の変更等 ※建築物又は 工作物の外観 の変更等を行う 場合は、【色彩 にかかるとしな い。】をお守りく ださい。	屋根	○勾配及び軒の出があるものとする。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○切妻、入母屋を基本とし、勾配及び軒の出があるものとする。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○勾配及び軒の出があるものとする。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○勾配及び軒の出があるものとする。	
	高さ		○歴史的建築物の高さを踏襲し、12m以下とし、通りの景観を揃えるため、通り沿いの建築物外観は階数3階を超えないものとする。			
	壁面の位置		○旧状の位置を維持している歴史的建築物を基準として2階の壁面線をそろえる。			
	色彩・素材	○屋根の色彩は周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。 	○後世に古都太宰府の記憶を引き継ぐため、自然素材を用いた伝統の和瓦、漆喰壁や土壁、石材等の採用に努める。 ○自然素材、伝統素材以外を使用する建築物等の外壁の色彩は、古都太宰府の歴史・文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、ベージュ系、茶系、グレー（無彩色調）系の深みを持った色彩とする。 ○伝統の和瓦以外の屋根の色彩は、伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。	○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。 		
	設備類	○公共の場から目立たない場所に配置し、周囲の遮へいなどにより修景を施す。	○通りから見えない場所に配置する。やむを得ない場合は、周囲の遮へいなどにより修景を施す。			
	外構・緑化	○敷地の接道部分は、木柵や生垣、茶系のフェンス等の採用に努める。	○塀や柵を設置する場合はブロック塀を避け、植栽を併せて配置する。 ○履歴に基づき、まちなみを構成していた石垣や石積、門や塀等の回復に努める。 ○樹木や生垣、庭園等を保全する。			
開発行為 土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採そ の他の土地の形質の 変更		○のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。 ○やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、緑化等による修景に努める。 				
屋外における物件 の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。				
特定照明※		○演色性の高い光源を採用する。 ○効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないよう努める。				
路外駐車場の新設 等		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど透水性のある舗装材の使用に努める。 				

※特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ。

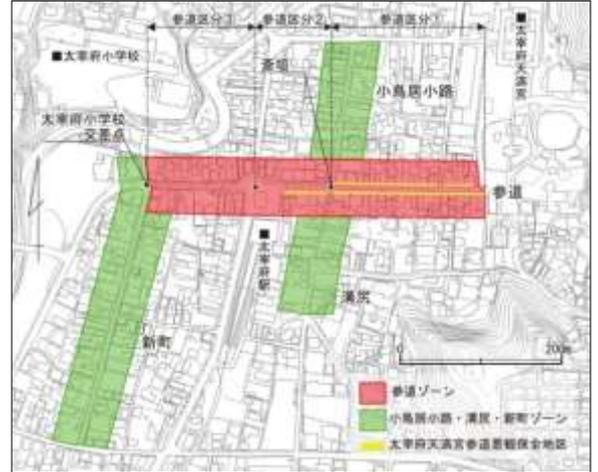
天満宮と宰府宿地区の「区域（参道ゾーン、小鳥居小路-溝尻・新町ゾーン）」

■区域の概要

「天満宮と宰府宿」地区の中で、社会変化が著しい保全地区を含む参道ゾーンならびに小鳥居小路-溝尻・新町ゾーンを一つの主要な区域として、景観育成にあたっての方針、修理・修景の際の技術的基準を景観計画に定めています。

なお、参道ゾーンは、歴史性からさらに以下の3つの区域に区分します。

参道区分①…天満宮から ^{いがき} 斎垣まで
参道区分②…斎垣から県道筑紫野古賀線まで
参道区分③…県道筑紫野古賀線から太宰府小学校交差点まで



■区域内の景観づくりの方針・景観育成基準

区域内は、江戸時代から宰府宿に生きる人々の意識の積層として、現在のまちなみ景観が形づくられ展開しています。天満宮参道をはじめとする宰府宿の積層された景観は多様な考えがあることから、一定の見解を示すことは困難です。そこで、本計画では、古写真等の資料を踏まえ、近世、近代の景観に統一的に戻すのではなく、歴史的建築物を範としつつ、その後の参道景観を形づくる様々な要素の積層を反映した多様な景観づくりを基礎に、以下のとおり区域内全体の景観づくりの方針を定めています。

- 通りに特徴的な歴史的建築物とその意匠を規範とした通り景観を維持します。
- 保全地区内の景観は、参詣者の利便性向上を目的とした下屋庇等のある歴史的景観を育成しま

【※各区域内におけるゾーン別の景観育成基準は、P10の表のほか、「太宰府市景観計画」をご確認ください。】

■区域内における建築物修理修景の方針と技術的基準

区域内にある建築物を修理修景する場合は、通り景観を維持するために、歴史的建築物とそれ以外の建築物に分けて、修理修景の方針により検討を行います。

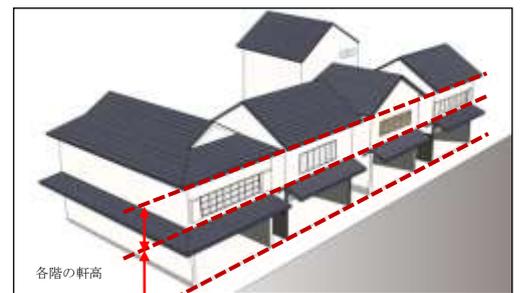
歴史的建築物は、建築物が痕跡として残す履歴に基づき、旧状に復するために修理をします。事前に旧状復旧のための根拠を探索するために可能な限り調査を行います。根拠がない部分については、他の歴史的建築物の意匠を参考に修景します。

歴史的建築物以外の建築物は、区域内にある歴史的建築物の意匠を参考にしつつ、これまで積み上げられてきた区域内の人々の意識を反映したうえで、修景のための技術的基準を原則として修景を行います。ただし、「さいふまいり」を表現する通りであることから、日本の近世または近代の景観を基礎としつつ、景観づくりを進めていきます。

また、区域内における建築物修理修景の詳細な技術的基準については、「太宰府市景観計画」および「太宰府市景観形成ガイドライン」をご確認ください。



壁面線を揃える
軒高景観を整える



【「修理修景の技術的基準」の一例】

色彩基準

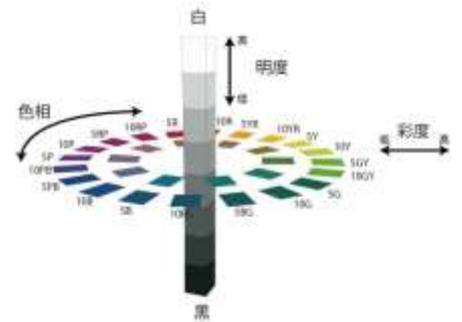
建築物等の外壁、屋根の外観の色彩は、太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観、または周辺環境や自然環境と調和するような色彩となるよう基準を定めています。

基調色が、歴史的建造物に用いられている木や土、石などの自然素材、あるいは山並み樹木の緑よりも鮮やかにならないよう、景観計画区域内で以下の色彩は**使用しないこと**としています。

なお、ここで示す色彩基準は日本産業規格(JIS)の Z8721 に定める色彩の表示方法(マンセル値)に基づいています。

【各見付面の基調色として使用できない色彩】

- 色相区分 YR (黄赤) で、彩度が6を超えるもの
- 色相区分 R (赤) と Y (黄) で、彩度が4を超えるもの
- 色相区分上記以外で、彩度が2を超えるもの
- 蛍光色



色彩は「色相」「明度」「彩度」という三つの要素の組合せによって表現します。「色相」は色合いを表現し、「明度」は明るさを、「彩度」は鮮やかさの度合いを表しています。同じ色相でも彩度を下げること、まちなみに調和させることができます。

【使用できる色彩の例 (彩度による違い)】



この図に掲載している色彩は一例です。白、黒、こげ茶などのほか、使用できる色彩はこのほかにもたくさんあります。

【景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色】

「古都太宰府」の郷土の色は、歴史的建造物の素材となる木の色や土壁や境内に見られる土の色、和瓦の鼠色などです。それぞれの区域における共通のおすすめ色の例は以下のとおりです。このおすすめ色は基準ではありませんが、建築物等の基調色を選定する際に、ぜひ採用を検討していただきたい色です。

①山並み共生区域・遺跡共生区域共通のおすすめ色の例

	建築物の外壁	建築物の屋根	工作物の外観
しろい 素色	5YR7/2, 10YR7/1	すたじいろ 煤竹色	5YR4/2, 5YR3/1, 5YR7/2, 10YR7/1, 5YR4/2
こい 香色	2.5YR7/2, 5YR6/2	いしいろ 石板色	N4, N3, 2.5YR7/2, 5YR6/2, 5YR3/1
か 褐色	7.5YR5/2, 10YR4/2	しやういろ 橡墨色	5YR2/1, N2, 7.5YR5/2, 10YR4/2, 5YR2/1

<解説>

- 素色：繊維をはじめ素材そのものの色
- 香色：香木で染めたほんのりと赤みのベージュ色
- 褐色：粗い麻の織物のような黄茶褐色
- 煤竹色：竹がすすけて古色をおびた色
- 石板色：石板にみる暗い色
- 橡墨色：ドングリ等の橡(つるばみ)で染めた木炭のような暗い色

②丘陵住宅区域・賑わい区域・平坦市街地区域共通のおすすめ色の例 (上記①のおすすめ色に以下の色を加えます)

	建築物の外壁	建築物の屋根	工作物の外観
ほろい 埴生色	7.5YR6/3, 5YR6/3	ちやういろ 丁字茶色	かかれいろ 枯野色
いせいろ 檜皮染色	5YR7/4, 7.5YR6/3	あらくいろ 落栗色	せんいろ 千歳色

<解説>

- 埴生色：土土や鉱物顔料の黄土にみる色
- 檜皮染色：古く杉や檜の皮で染めた色
- 丁字茶色：香木の丁字や古くは杉檜で濃く染めた色
- 落栗色：栗やドングリの硬質果実で濃く染めた色
- 枯野色：枯れ野にみる黄みのベージュ色
- 千歳色：庭の松の古木にみる緑がかった茶色

緑化基準

対象区域ごとに表のように緑化率を定めています。

緑化率とは、既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地に對する割合をいいます。

$$\text{必要な緑化} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率}$$

【緑化率基準表】

対象	土地利用区分	緑化率
山並み共生区域	区域内全域	20%
遺跡共生区域	区域内全域	20%
丘陵住宅区域	近隣商業地域	10%
	上記以外	20%
賑わい区域	商業地域	10%
	近隣商業地域	10%
	準工業地域	15%
平坦市街地	近隣商業地域	10%
	上記以外	15%

【緑化率換算面積表】

種類	単位	換算面積			
		おすすめ樹種外【◎】	おすすめ樹種【◎×1.5倍】	ボーナスエリア内おすすめ樹種外【◎×2倍】	ボーナスエリア内おすすめ樹種【◎×3倍】
高木A (植栽時高さが5.0m以上の樹木)	本	10.0 m ²	15.0 m ²	20.0 m ²	30.0 m ²
高木B (植栽時高さが2.5m以上5.0m未満の樹木)	本	7.0 m ²	10.5 m ²	14.0 m ²	21.0 m ²
中木 (植栽時高さが1.0m以上2.5m未満の樹木)	本	3.0 m ²	4.5 m ²	6.0 m ²	9.0 m ²
低木 (植栽時高さが1.0m未満の樹木)	本	1.0 m ²	1.5 m ²	2.0 m ²	3.0 m ²
生垣 (3本/m程度)	m	2.0 m ²	3.0 m ²	4.0 m ²	6.0 m ²
壁面緑化・つた類	m	0.5 m ²	0.75 m ²	1.0 m ²	1.5 m ²
花・地被類・庭石類	m ²	0.5 m ²	0.75 m ²	1.0 m ²	1.5 m ²
芝生	m ²	0.2 m ²	—	0.4 m ²	—
屋上緑化	m ²	1.0 m ²	—	—	—
透水性舗装	m ²	0.04 m ²	—	0.08 m ²	—

(※) ボーナスエリアとは敷地境界から5m以内の範囲のこと

【緑化率算定の例】

遺跡共生区域内で敷地面積 200 m²の場合・・・緑化率 20%



● ボーナスエリア内に植栽

- 高木B 1本 × 14.0 m² = 14 m²
- 中木 1本 × 6.0 m² = 6 m²
- 生垣 5.0 m × 4.0 m² = 20 m²

合計緑地面積 40 m²

緑化率 : 40 m² / 200 m² × 100 = 20%

● ボーナスエリア内におすすめ樹種を植栽

- 高木B 1本 × 21.0 m² = 21 m²
- 中木 1本 × 9.0 m² = 9 m²
- 生垣 5.0 m × 6.0 m² = 30 m²

合計緑地面積 60 m²

緑化率 : 60 m² / 200 m² × 100 = 30%

【おすすめ樹種】

万葉集に詠われた樹木などの在来種や万葉植物を「おすすめ樹種」として位置づけ、市内の緑化を推進しています。

高木・中木	アオギリ (梧桐)、アカシデ、アラカシ (榎)、イチイガシ (伊智比)、イヌマキ、イロハモミジ (蛙手)、イチヨウ、ウメ (梅)、エゴノキ (知左)、エノキ (榎)、カキノキ、カシワ (柏)、クスギ (榎)、クリ (栗)、クワ (桑)、クスノキ、クロガネモチ、ケヤキ (楸)、コナラ (許奈良)、サカキ (賢木)、サザンカ、シダレヤナギ (柳)、シラカシ (白樺)、ジンチョウゲ、スダジイ・ツブラジイ (椎)、スモモ (李)、センダン (阿布知)、タブノキ (都万麻)、ナツメ (棠)、ナンテン、ネムノキ (合歡)、ヒトツバタゴ、ヒノキ (檜)、ヒメシャラ、ホオノキ (保宝我之波)、マツ、マユミ (榲桲)、ムクノキ、モモ (桃)、ヤブツバキ (椿)、ヤマモモ、ヤマザクラ (櫻)、ヤマボウシ、ロウバイ
低木	アセビ (馬酔木)、ウツギ (宇花)、ガクアジサイ (味狭藍)、カラタチ (枳)、シャクナゲ、ツゲ (黄楊)、ドウダンツツジ (灯台躑躅)、ニワウメ (翼醉)、ネコヤナギ (川楊)、ミツマタ (三枝)、ヤマツツジ (茵)、ヤマハギ (芽子)、ヤマブキ (山吹)
草木類	カキツバタ (垣津幡)、キキョウ (朝貌)、ショウブ (菖蒲草)、テイカカツラ (津多)、ハス (蓮)、ハマユウ (浜木綿)、ヒガンバナ (老師)、フジ (藤)、マコモ (許母)、ヤブカンゾウ (萱草)、ヤブラン (藪蘭)

※各五十音順

届出が必要な行為・手続きの流れ

■届出が必要な行為

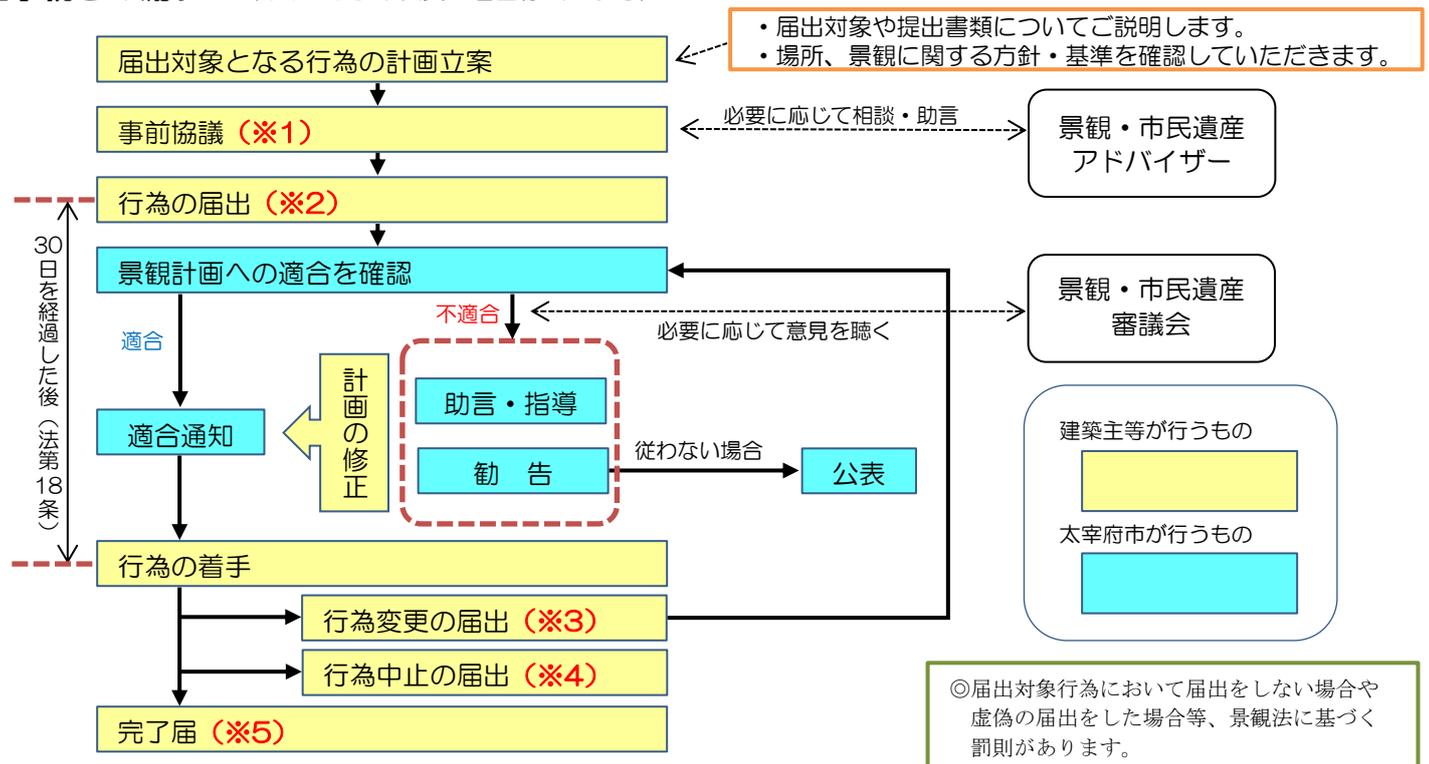
【階層1・自然と歴史と暮らしを表す5つの景観】	山並み共生区域	遺跡共生区域	丘陵住宅区域	賑わい区域	平坦市街地
建築物の建築等	高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの				
工作物の建設等	煙突、柱等	高さが15mを超えるもの			
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は一面の見付面積が100㎡を超えるもの			
	橋梁等	長さが20mを超えるもの			
建築物または工作物の外観の変更等	高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの 且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの				
開発行為	面積が2,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超えるのりが生じるもの		面積が1,000㎡を超えるもの、 又は高さが5mを超えるのりが生じるもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更					
屋外における物件の堆積	堆積の高さが5mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの				
路外駐車場の新設等	面積が500㎡以上のもの				

【階層3・景観育成地区】	人と遺跡の共存史地区	天満宮と宰府宿地区
建築物の建築等	建築確認申請を要するもの	
工作物の建設等		
建築物または工作物の外観の変更等	外観の合計見付面積の1/2を超えるもの、又は道路からの見付面を含むもの	
開発行為	面積が500㎡を超えるもの、又は高さが3mを超えるのりが生じるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更		
屋外における物件の堆積	堆積の高さが2mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が100㎡を超えるもの	
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設、増設、改設 若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの	
路外駐車場の新設等	面積が500㎡以上のもの	面積が300㎡以上のもの

下記の内容については、届出は不要です

- ・ 軽微な変更（太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例施行規則（以下「規則」）第4条に定めるもの）
（例）仮設の建築物又は工作物の建設等、建築物の増築又は改築で行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下の行為等
- ・ 文化財保護法で規定する現状変更の許可を受ける行為
- ・ 「太宰府市屋外広告物等に関する条例」の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・ その他、景観法、景観法施行令、規則に掲げる届出が不要な行為

■手続きの流れ（※1～※5は次頁の届出様式による）



届出書・添付書類

■事前協議申出書および添付図書（※1）

届出様式と添付書類を1セットとして、2部ご提出ください。

届出様式：景観事前協議申出書（様式第4号）

- ・植栽計画については、樹木の種類、本数、面積等を記載し、緑化率を算出してください。
- ・建築物又は工作物の色彩は日本産業規格(JIS Z 8721)に準拠した色相、明度及び彩度(マンセル値)を立面図等に記載してください。

行 為	届出様式	必要書類		
		添 付 図 書		
		種 類	縮 尺	部 数
下表に該当する行為	景観事前協議申出書（様式第4号）	下表と同様。ただし、写真は省略可能。	下表と同様	2部

■行為届出書および添付図書（※2）

届出様式と添付書類を1セットとして、2部ご提出ください。

届出様式：景観計画区域内行為届出書（様式第1号）

景観計画区域内路外駐車場届出書（様式第3号） ← 路外駐車場の新設等の場合

行 為	届出様式	必要書類		
		添 付 図 書		
		種 類	縮 尺	部 数
・建築物の建築等 ・工作物の建設等 ・建築物又は工作物の外観の変更等	景観計画区域内行為届出書（様式第1号）	・建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1/2,500以上	2部
		・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	
		・当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（建築物の建築等の場合は、植栽計画及び舗装等の表示を含む）	1/100以上	
		・建築物又は工作物の色彩（マンセル値）が施された二面以上の立面図 ・その他参考となるべき事項を記載した図書	1/50以上	
・開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	景観計画区域内行為届出書（様式第1号）	・当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2,500以上	2部
		・当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	
		・設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100以上	
		・その他参考となるべき事項を記載した図書	—	
特定照明	景観計画区域内行為届出書（様式第1号）	・特定照明により照射される建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1/2,500以上	2部
		・当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	
		・当該敷地内における建築物又は工作物及び特定照明の位置を表示する図面	1/100以上	
		・建築物又は工作物の特定照明により照射される面の立面図で、鉛直照度、照明器具の最大光度及び当該照明される面の輝度を表示したもの ・その他参考となるべき事項を記載した図書	1/50以上 —	
路外駐車場の新設等	景観計画区域内路外駐車場届出書（様式第3号）	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2,500以上	2部
		・当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	
		・設計図（植栽計画及び舗装材等の表示を含む。）又は施工方法を明らかにする図面	1/100以上	
		・その他参考となるべき事項を記載した図書	—	

届出書様式は太宰府市ホームページからダウンロードできます。

- ・行為の規模が大きいため上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができます。
- ・（※3）届出行為の内容に変更が生じたときは、景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）に、変更後の関係図書を添付のうえ、2部提出してください。
- ・（※4）届出行為を中止したときは、景観計画区域内行為中止届出書（様式第8号）を1部提出してください。
- ・（※5）届出行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届出書（様式第9号）を1部提出してください。

太宰府市景観計画の概要 <太宰府らしい景観への手引き> についてのお問い合わせ

太宰府市 都市整備部 都市計画課 景観・歴史のまち推進係
〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号
Tel : 092-921-2121 Fax : 092-921-1601